

# 高等教育の負担軽減の具体的方策について

文部科学省 人生100年時代構想推進プロジェクトチーム

## 「人生100年時代構想会議」の目的と主要テーマ

平成29年9月11日  
人生100年時代構想推進室

- ◇日本は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。海外の研究(リンダ・グラットン<sup>1)</sup>の著書「ライフシフト」で引用されている研究を元によれば、2007年に日本で生まれた子供については、107歳まで生きる確率が50%もある。この日本で、超長寿社会の新しいロールモデルを構築する取組を始めていきたい。
- ◇こうした超長寿社会において、人々がどのように活力をもって時代を生き抜いていくか、そのための経済・社会システムはどうあるべきなのか。それこそが、「人づくり革命」の根底にある大きなテーマ。
- ◇こうした社会システムを実現するため、政府が今後4年間に実行していく政策のグランドデザインを検討する新たな構想会議がこの「人生100年時代構想会議」。

### 人生100年時代構想会議の具体的なテーマ

- ① 全ての人に開かれた教育機会の確保、負担軽減、無償化、そして、何歳になっても学び直しができるリカレント教育
- ② これらの課題に対応した高等教育改革<sup>※</sup>  
※大学にしても、これまでの若い学生を対象にした一般教養の提供では、社会のニーズに応えられないのではないか。
- ③ 新卒一括採用だけでない企業の人材採用の多元化<sup>※</sup>、そして多様な形の高齢者雇用  
※これが有能な人材確保のカギであり、企業にしてもこれまでの新卒一括採用だけではやっていけない。
- ④ これまでの若年者・学生、成人・勤労者、退職した高齢者という3つのステージを前提に、高齢者向け給付が中心となっている社会保障制度を全世代型社会保障へ改革していく。

# 人生100年時代構想会議について

- 人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行うため、内閣官房に「人生100年時代構想会議」を設置。
- 同会議の議論は、昨年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に反映。
- 昨年12月に中間報告をとりまとめ。さらに、本年6月13日に「人づくり革命 基本構想」をとりまとめ。基本構想の内容は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針）（平成30年6月15日閣議決定）に反映。

- 第1回 平成29年 9月11日（月） 議題：今後の会議の進め方について
- 第2回 平成29年10月27日（金） 議題：幼児教育、高等教育の無償化・負担軽減
- 第3回 平成29年11月30日（木） 議題：リカレント教育、大学改革
- 第4回 平成29年12月19日（火） 議題：中間報告（案）
- 第5回 平成30年 2月 8日（木） 議題：大学改革
- 第6回 平成30年 3月23日（金） 議題：リカレント教育
- 第7回 平成30年 5月16日（水） 議題：大学改革
- 第8回 平成30年 6月 1日（金） 議題：とりまとめに向けた議論
- 第9回 平成30年 6月13日（水） 議題：基本構想とりまとめ

## <人生100年時代構想会議 構成員>

<ホームページURL> <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsei100nen/index.html>

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣	(有識者)	
議長代理	茂木 敏充	人づくり革命担当大臣	若宮 正子	特定非営利活動法人ブロードバンドスクール協会理事
副議長	林 芳正	文部科学大臣	榊原 定征	日本経済団体連合会会長
	加藤 勝信	厚生労働大臣	鎌田 薫	早稲田大学総長
構成員	麻生 太郎	副総理 兼 財務大臣	松尾 清一	名古屋大学総長
	菅 義偉	内閣官房長官	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
	世耕 弘成	経済産業大臣	高橋 進	株式会社日本総合研究所理事長
	野田 聖子	女性活躍担当大臣	リング・グラットン	ロンドン・ビジネススクール教授
	松山 政司	一億総活躍担当大臣	神津里季生	日本労働組合総連合会会長
			宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
			宮本 恒靖	ガンバ大阪U-23監督、元サッカー日本代表主将
			品川 泰一	株式会社ユーキャン代表取締役社長
			米良 はるか	READYFOR株式会社代表取締役CEO
			三上洋一郎	株式会社GNEX代表取締役CEO、慶應義塾大学2年生

幼児教育の無償化

⇒ 2019年10月からの全面的な実施を目指す

※消費税引上げによる財源を活用

■ 3歳から5歳までの全ての子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化\*

\* 保育を必要とする子供については、幼稚園預かり保育も無償化の対象  
\* 上限額を伴う実質無償化

高等教育の無償化

⇒ 2020年4月から無償化を実施

※消費税引上げによる財源を活用

■ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(大学等)について、所得が低い家庭の子供たちに限って無償化を実現

1. 住民税非課税世帯(年収270万円未満世帯)

① 授業料の減免:

国立大学: 授業料を免除  
公立大学: 国立大学の授業料を上限として対応  
私立大学: 国立大授業料に加え、私立大平均授業料と国立大授業料の差額の1/2を加算した額まで対応

( 入学金の減免も同様に措置  
(私立大学: 私立大入学金平均額を上限) )

② 給付型奨学金: 学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置、他の学生との公平性の観点から踏まえ社会通念上妥当なものとする

2. 支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯についても、年収300万円未満世帯については非課税世帯の2/3、年収300~380万円未満世帯については1/3の額を支援

■ 支援対象について要件を設定

① 支援対象者:

- ・高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認
- ・大学等進学後の学習状況を毎年確認し、1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位しか取得していないときやGPA等を用いた客観的指標により成績が下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告。警告を連続で受けたとき、退学処分・停学処分等を受けたときは支給打ち切り

※ 斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例については検討

② 対象大学等:

- ・それぞれの特色強み、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等を対象
- ・実務経験のある教員が卒業必要単位数の1割以上の単位数に係る授業科目を担当、理事に産業界等の外部人材を複数任命、適正な成績管理の実施・公表、経営情報の開示

\* その他、中間所得層の大学等へのアクセスの機会均等については検討を継続

私立高等学校の授業料の実質無償化

⇒ 2020年度までに政府全体として安定的な財源を確保しつつ無償化

※消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要

■ 年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現

大学改革

■ 人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとしての、時代に合ったかたちでの大学改革

- ・大学の役割・機能の明確化
- ・大学教育の質の向上
- ・学生が身に付けた能力・付加価値の見える化
- ・経営力の強化
- ・大学の連携・統合等
- ・高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進

リカレント教育

■ リカレント教育により、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会の構築

- ・教育訓練給付の拡充
- ・産学連携によるリカレント教育 等

## 第2章 人づくり革命

### 3. 高等教育の無償化

(これまでの取組と基本的考え方)

高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもある。大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。

高等教育の負担軽減については、これまでも、授業料減免の拡大とともに、奨学金制度については、有利子から無利子への流れを加速し、必要とする全ての学生が無利子奨学金を受けられるよう充実を図ってきた。また、今年度からは、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由によって進学を断念することがないよう、給付型奨学金制度を新たに創設したほか、卒業後の所得に連動して返還月額が決定されることによって、所得が低い状況でも無理なく返還することを可能とする新たな所得連動返還型奨学金制度を導入した。また、無利子奨学金についても低所得者世帯の子供に係る成績基準を実質的に撤廃するとともに、残存適格者を解消することとした。

最終学歴によって平均賃金に差があることは厳然たる事実<sup>5</sup>である。また、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低い、これもまた事実である。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと改革する。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する<sup>6</sup>。このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。

<sup>5</sup> (独)労働政策研究・研修機構調べ(2016年)によると、最終学歴が高校卒業と大学・大学院卒業では、生涯賃金に7500万円程度の差が存在。「2012年高卒者保護者調査」(文部科学省科学研究費報告書)によると、大学進学率は年収400万円以下の世帯では27.8%である一方、年収1050万円以上の世帯では62.9%と算出される。

<sup>6</sup> 高等教育の無償化は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校について行う。

## (具体的内容)

低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校(以下「大学等」という。)に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する<sup>7</sup>。

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費<sup>8</sup>を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。

また、全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

## (支援対象者の要件)

支援対象者については、高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。具体的には、大学等に進学後、単位数の取得状況、GPA(平均成績)の状況、学生に対する処分等の状況に応じて、支給を打ち切ることとし、これを内容とする給付要件を定める<sup>9</sup>。

<sup>7</sup> 国立大学の入学金を上限とした措置とする。

<sup>8</sup> 他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、(独)日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限る。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

<sup>9</sup> 例えば、①1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときや②GPAが下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたときは支給を打ち切る、③退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切るといった指標が考えられる。その際、休学について一定の配慮を行うよう検討する。

(支援措置の対象となる大学等の要件)

こうした支援措置の目的は、大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることである。このため、支援措置の対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること<sup>10</sup>、③成績評価基準<sup>11</sup>を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していることを、支援措置の対象となる大学等が満たすべき要件とし、関係者の参加の下での検討の場での審議を経て、上記を踏まえたガイドラインを策定する。

(実施時期)

こうした高等教育の無償化については、2020年4月から実施する。なお、上記で具体的に定まっていない詳細部分については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を得る。

## 6. これらの施策を実現するための安定財源

(略) 消費税収の用途については、消費税法において、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする」と規定されていることから(同法第1条第2項)、社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化対策)に限定されている。本経済政策パッケージに充てる上記1.7兆円程度については、幼児教育の無償化等を中心に支出する一方、高等教育への支援については、少子化対策に資する観点から、高額な授業料負担が出生率の向上に関するネックとなっている低所得者層の支援に限定する。

(略)

## 8. 来年夏に向けての検討継続事項

### (2) HECS等諸外国の事例を参考とした検討

今後、引き続き、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、オーストラリアのHECS17等諸外国の事例も参考としつつ、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討を継続する。

10 例えば、①実務経験のある教員(フルタイム勤務ではない者を含む)が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上(理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性について検証が必要)の単位数に係る授業科目を担当するものとして配置されていること、②理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していることといった指標が考えられる。

11 成績評価を客観的かつ厳格に行うために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている(S)」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。

17 HECSとは、在学中は授業料の支払いを要せず、卒業後、支払い能力に応じて所得の一定割合を返納する、オーストラリアの仕組み。

# 人づくり革命 基本構想①

## 人づくり革命 基本構想（目次）

### 第1章 基本構想の考え方

### 第2章 幼児教育の無償化

認可外保育施設の無償化の対象者・対象サービス  
認可外保育施設の無償化の上限額  
実施時期  
認可施設への移行の促進  
放課後子ども総合プラン

### 第3章 高等教育の無償化

無償化の対象範囲  
支援対象者の要件  
支援措置の対象となる大学等の要件  
中間所得層に対する支援

### 第4章 大学改革

各大学の役割・機能の明確化  
大学教育の質の向上  
学生が身に付けた能力・付加価値の見える化  
経営力の強化  
大学の連携・統合等  
高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進

### 第5章 リカレント教育

教育訓練給付の拡充  
産学連携によるリカレント教育  
先行分野におけるプログラム開発  
技術者のリカレント教育  
在職者向け教育訓練の拡充  
実務家教員育成のための研修  
生産性向上のためのコンサルタント人材の養成  
長期の教育訓練休暇におけるリカレント教育に対する助成  
企業における中途採用の拡大

### 第6章 高齢者雇用の促進

65歳以上の継続雇用年齢の引上げに向けた環境整備  
高齢者の雇用促進策  
公務員の定年の引上げ

## 高等教育の無償化

※「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)(H30.6.15閣議決定)の関係部分も同旨

真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。住民税非課税世帯の子供たちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子供たちについても、支援の崖が生じないよう、必要な支援を段階的に行う。

我が国では、低所得者層における大学進学率が低く、経済格差が教育格差を生むことが危惧されている。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専門学校、大学に進学できる社会へと変革することが急務である。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現する。

### 無償化の対象範囲

第一に、住民税非課税世帯(年収270万円未満)の子供たちに対する授業料の減免措置については、国立大学の場合はその授業料を免除し、公立大学の場合は、国立大学の授業料を上限として対応を図る。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金について、国立大学の場合は免除し、公立大学の場合は国立大学の入学金を上限とした措置とする。私立大学の場合は私立大学の入学金の平均額を上限とした措置とする。短期大学、高等専門学校、専門学校は、大学に準じて措置する。<sup>1</sup>

第二に、給付型奨学金については、住民税非課税世帯の子供たちを対象に、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じることとする。対象経費は、他の学生との公平性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとすることとし、具体的には、日本学生支援機構<sup>2</sup>「平成24年度、26年度、28年度学生生活調査」の経費区分に従い、修学費<sup>3</sup>、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金(私立学校生に限る。)<sup>4</sup>を計上、娯楽・嗜好費を除く。

あわせて、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)の受験料を計上する。なお、高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態が他の学校種と乖離しているため、その実態に応じた額を措置する。<sup>5</sup>

全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。具体的には、年収300万円未満の世帯<sup>6</sup>については住民税非課税世帯の子供たちに対する授業料減免及び給付型奨学金の3分の2、年収300万円から年収380万円未満の世帯については3分の1の額の支援を行い、給付額の段差をなだらかにする。

在学中に学生の家計が急変した場合については、急変後の所得に基づき、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。

- 1 私立の短期大学、高等専門学校及び専門学校の授業料は、国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応を図る。
- 2 独立行政法人日本学生支援機構
- 3 教科書・参考図書等のために支出した経費。
- 4 授業料免除と同様の考え方により、私立大学の授業料以外の学校納付金(同窓会費等の費用を除く。)の平均額の2分の1の額を計上する。
- 5 大学生の5割～7割程度の額を措置する。
- 6 両親・本人・中学生の家族4人のモデル世帯を想定。

## 支援対象者の要件

支援対象者については、大学等への進学前の段階における支援の決定に当たり、高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況を毎年確認し、1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときやGPA（平均成績）等を用いた客観的指標により成績が下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたとき、退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切る。ただし、成績が下位4分の1に属するときに警告を連続で受ける場合においても、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例について検討を行う。

なお、手続を経て休学する場合には、いったん休止した支援を復学の際に再開することができるようにする。

## 支援措置の対象となる大学等の要件

支援措置の対象となる大学等は、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、それぞれの特色や強み、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、次のとおりとする。<sup>7</sup>

・実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む。）が卒業に必要な単位数の1割以上の単位数に係る授業科目を担当するものとして配置され、学生がそれらを履修できる環境が整っていること<sup>8</sup>（学問分野の特性等により、この要件を満たすことができないと大学等が判断する場合については、大学等においてその理由や今後の実践的教育の取組を説明しなければならない。）

- ・理事に産業界等の外部人材を複数任命していること
- ・授業計画（シラバス）の作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していること
- ・法令に則り、財務情報と教育活動（定員充足、進学・就職の状況）に係る情報を含む経営情報を開示し、多くの国民が知ることができるようホームページ等により一般公開していること。専門学校については、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示していること

## 中間所得層に対する支援

こうした低所得世帯に限定した支援措置、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討を継続する。

<sup>7</sup> 例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討する。

<sup>8</sup> 経営者、技術者、研究者、行政官等の実務経験のある教員が指導する授業のほか、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている場合や、企業等から提供された課題（企画提案等）に取り組む場合、学外でのインターンシップや実習、研修を授業の一環として位置付けている場合など、実践的教育から構成される授業科目については、これに含むものとする。

## 大学改革

18歳人口が大幅に減っていく中、人材育成を担う大学自体も変わらなければならない。例えば、実際、600校ある私立大学では、39%が定員未充足、41%が赤字となっているなど、時代のニーズ、地域のニーズ、産業界のニーズに合った教育機関へと変革するため、国公私立問わず、大学改革を進める。

大学は、知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力である。人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとして、時代に合ったかたちに大学改革を進めなければならない。

### 各大学の役割・機能の明確化

大学教育の質の向上を図るためには、各大学の役割や特色・強みの明確化を一層進める必要がある。国立大学については、一部始まっている機能別支援の枠組みを活用して、各々の大学の具体的方向性を明らかにする。私立大学については、各大学が人材育成の3つの観点（世界を牽引する人材、高度な教養と専門性を備えた人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材）を踏まえた選択を行うとともに、役割・機能の明確化を加速する支援の枠組みを設ける。

### 大学教育の質の向上

社会の現実のニーズに対応したカリキュラム編成が行えるよう、外部の意見を反映する仕組みづくりが必要である。このため、社会の最前線で実務に当たる人材が教員となる場合は、少ない持ち時間であっても専任教員とすることができる仕組みを学部段階に導入することにより実務経験のある教員を増やし、教授会などの運営にも参画する。また、教員を一つの学部に関わり専任教員とする運用を緩和し、学内の人的資源を有効活用することによって社会の新たなニーズに柔軟に対応できる教育プログラムを実現する。授業内容や指導方法の改善を図る教員研修の充実のほか、シラバスの記載の充実、成績評価基準の明確化などについての教学面に係る指針を作成する。

## 学生が身に付けた能力・付加価値の見える化

大学卒業生の質の改善のため、大学に対して学生の学修時間、学修成果などの情報の公開を義務付け、学生が在学中に身に付けた能力・付加価値の見える化を図る。産業界においては、採用プロセスに当たり、「求める人材」のイメージや技能を具体的に示していくことや、大学が示す可視化された学修成果の情報を選考活動において積極的に活用していくことを経済団体を通じて各企業に促すとともに、企業が大学等における学修成果を重視しているとのメッセージを学生に対して積極的に発信する。

## 経営力の強化

大学に学外理事を複数名置くことは、高等教育の無償化の支援措置の対象となる大学の要件にもなっているが、経営力強化のためにも、産業界等の外部人材の理事への登用を一層進める必要がある。国立大学については、国立大学法人法<sup>9</sup>を改正し、民間の外部人材を追加的に任命する場合に限り、その外部人材の人数は法定の理事数を超えて任命できるようにする。私立大学については、関係団体が定める自主行動基準（ガバナンス・コード）を通じて、学外理事を少なくとも複数名置くことを促進する。

## 大学の連携・統合等

大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。私立大学については、学部単位での事業譲渡の円滑化や合併の促進など、連携統合や事業承継円滑化の環境整備を図る。あわせて、撤退を含め早期の経営判断を促す経営指導の強化、破綻手続の明確化を進める。

地方においては、地域の高等教育の在り方を議論する「地域連携プラットフォーム（仮称）」を地方大学等の高等教育機関、産業界、地方自治体が構築できるようにする。

これらの施策を進めるとともに、国公立の枠を超えた大学の連携を可能とする「大学等連携推進法人（仮称）」の創設を検討する。

## 高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進

実践的・創造的技術者を養成することを目的とする高等専門学校の高度化等を進めるとともに、大学・専門学校における専門教育プログラムの開発、専門職大学の開設により、実践的な職業教育を進める。

9「国立大学法人法」（平成15年法律第112号）

# 高等教育段階における負担軽減方策に関する検討体制

## <検討内容>

新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、高等教育における授業料減免及び給付型奨学金の拡充を具体化し円滑かつ確実に実施するため、閣議決定で具体的に定まっていない詳細事項について専門的検討を行う。

## <検討体制>

（役職はH30.4.1現在）

### 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議

相川 順子  
赤井 伸郎  
佐竹 敬久  
千葉 茂  
◎三島 良直  
○村田 治

一般社団法人全国高等学校PTA 連合会相談役  
国立大学法人大阪大学 国際公共政策研究科教授  
秋田県知事  
学校法人片柳学園理事長  
国立大学法人東京工業大学前学長・名誉教授  
関西学院大学学長

◎：座長、○：副座長  
※必要に応じて関係者の意見を聴くこととする。

## <検討経緯>

- |     |            |   |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 平成30年1月30日 | 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議について                                 |
| 第2回 | 平成30年3月5日  | 新しい経済政策パッケージを踏まえた高等教育段階における負担軽減方策の在り方に係る検討項目について              |
| 第3回 | 平成30年4月11日 | 支援対象者の要件及び支援措置の対象となる大学等の要件についての主な論点の議論                        |
| 第4回 | 平成30年5月15日 | 支援対象者の範囲（家計基準）、授業料減免額・給付型奨学金給付額の考え方等についての主な論点の議論 及び 関係団体ヒアリング |
| 第5回 | 平成30年5月22日 | 関係団体ヒアリング   |
| 第6回 | 平成30年6月14日 | 高等教育の負担軽減の具体的方策について（報告案）                                      |

# 「高等教育の負担軽減の具体的方策について」【概要】

(平成30年6月14日「高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議」報告)

## I 対象範囲

- 住民税非課税世帯（年収270万円未満）の授業料減免
  - ・ 国公立大学：国立大学の授業料・入学金の標準額を上限。
  - ・ 私立大学：授業料は、国立大学の授業料の標準額に加え、私立大学の授業料の平均額との差額の2分の1を加算した額を上限。入学金は、私立大学の入学金の平均額を上限。
- 短大、高専、専門学校は、大学に準ずる。（私立学校の授業料は、国立大学の授業料の標準額に加え、概ね各学校種の私立学校の授業料の平均額との差額の2分の1を加算した額を上限）
- 給付型奨学金の大幅拡充の考え方
  - ・ 学生が学業に専念するために必要な生活費
  - ・ 他の学生や高校を卒業して働いている方との公平性の観点も踏まえ、社会通念上妥当なもの
- 具体的には、日本学生支援機構「学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限り、自宅生を超える部分）、住居・光熱費（自宅外生に限る）、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金（私立の在籍者に限り、同窓会費等の費用を除いた平均額の2分の1を勘案）を項目として対象とし、所要額を精査。  
娯楽・嗜好費の項目は対象外。併せて、必要な大学等の受験料を項目として対象。
- 全体として支援の崖・谷間が生じないように「住民税非課税世帯に準ずる世帯」にも段階的に支援し、給付額の段差をなだらかにする。  
(家族4人のモデル世帯で年収300万円未満の世帯は3分の2、年収300万円から380万未満は3分の1)

※ 「高等教育の負担軽減の具体的方策について(報告)」(文部科学省HP)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/086/gaiyou/1406203.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/086/gaiyou/1406203.htm)

## Ⅱ 支援対象者の要件

- 高校在学時の成績のみならず、高等学校等がレポートの提出や面談等により本人の学習意欲や学習状況を確認。
- 大学等への進学後は、その学習状況等について一定の要件を課し、これに満たない場合には、支給しない。  
具体的には、
  - ★ 次のいずれかに該当する場合
    - i 大学等により、退学・停学その他の処分を受けた場合
    - ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合
    - iii 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の5割以下の場合
    - iv 1年間の出席率が5割以下であるなど学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合
  - ★ 毎年度の確認※において、次のいずれかに該当し、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合
    - i 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合
    - ii GPA（平均成績）等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位4分の1に属する場合（ただし、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討）
    - iii 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場合
- ※ 2年制以下の高等教育機関の場合、学期ごとなど年度の途中においても「警告」。

## Ⅲ 支援措置の対象となる大学等の要件

- 卒業に必要となる標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、実務経験のある教員による授業科目が配置されていること（全ての学部等が要件を満たすことが必要。）
  - ※ 経営者、技術者、研究者、行政官等の実務経験のある教員が指導する授業のほか、例えば、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心として位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
  - ※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
- 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人の業務執行において重要な役割を有する「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。  
上記以外の設置者の場合は、理事への外部人材の任命に代えて、社会や産業界のニーズを踏まえた意見を学校運営に反映させられる組織や体制に、複数の外部人材が参画していること。

### Ⅲ 支援措置の対象となる大学等の要件（続き）

- 以下の取組を通じ、成績評価基準を定めるなど、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること
  - ・各授業科目における授業計画（シラバス）の作成・公表
  - ・学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法による厳格かつ適正な評価、単位授与
  - ・GPAなどの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表、成績の分布状況の把握をはじめ適切な実施
  - ・卒業の認定に関する方針・基準の策定・公表・実施
- 法令に則り、財務諸表のほか、事業報告書や監査報告などを開示。また、経営情報の一環として、定員充足や進学・就職の状況などの情報を開示。開示の方法としては、ホームページ等での一般公開を行う。  
専門学校については、職業実践専門課程における情報開示を基礎として、上記に相当する情報を開示するものとし、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示。
- ※ 今回の支援措置が、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、必要な措置を講ずる。例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討する。

### Ⅳ その他円滑かつ確実な実施に際して必要な事項

- 制度の実施・運用は、関係地方公共団体の意見を十分に聴き、関係省庁等と緊密な連携を図りながら検討。
- 不正な受給を事前に防止し、厳正に対処するための厳格な仕組みを講ずる。

# 「新しい経済政策パッケージ」(H29.12.8閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(H30.6.15閣議決定)において導入することとされている高等教育の負担軽減方策のポイント

## 1. 基本的考え方と施策の内容

### 【現状認識】

- ✓ 経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い。
- ✓ 最終学歴によって平均賃金に歴然とした差がある。
- ✓ 我が国の教育費は、国際的に見ても家計負担の割合が高い。
- ✓ 理想の子供数を持たない理由の1位は「子育て・教育にお金がかかりすぎる事」(特に高等教育段階の費用が大きな負担と認識されている)



### 【施策の方向性】

**貧困の連鎖**を断ち切り  
**格差の固定化**を防ぐ  
**少子化**対策に資する

しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、  
貧しい家庭に育っても、大学や専門学校等へ進学できるチャンスを確保

### 【具体的内容】

- ・ 低所得世帯の真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現
- ・ **授業料減免**及び**給付型奨学金**の支援対象者・支援額を大幅拡充

【対象となる学校種】 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

【対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【実施時期】 **2020年4月**(2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げによる増収分の一部を財源とする。)

## 2. 授業料減免

■対象となる学校種: 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

■対象となる学生 : 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

(支援対象の学生は、授業料及び入学金の減免に加えて、給付型奨学金も支給対象となる)

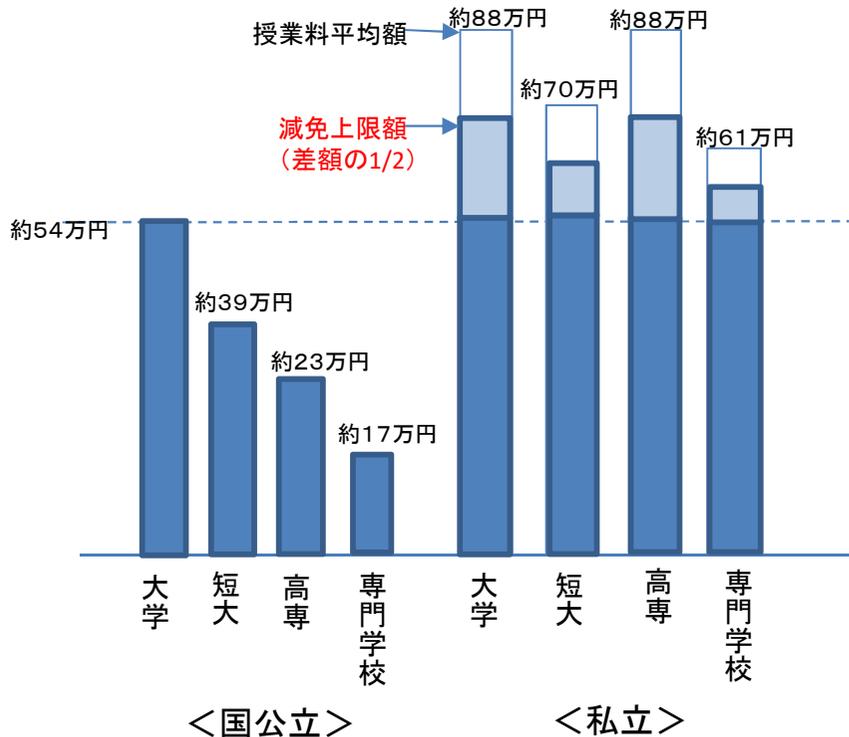
■授業料免除額の考え方

- ・国立: 授業料(省令に規定されている各学校種の授業料標準額まで)を免除
- ・公立: 国立の授業料(上記)を上限として対応
- ・私立: 国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応

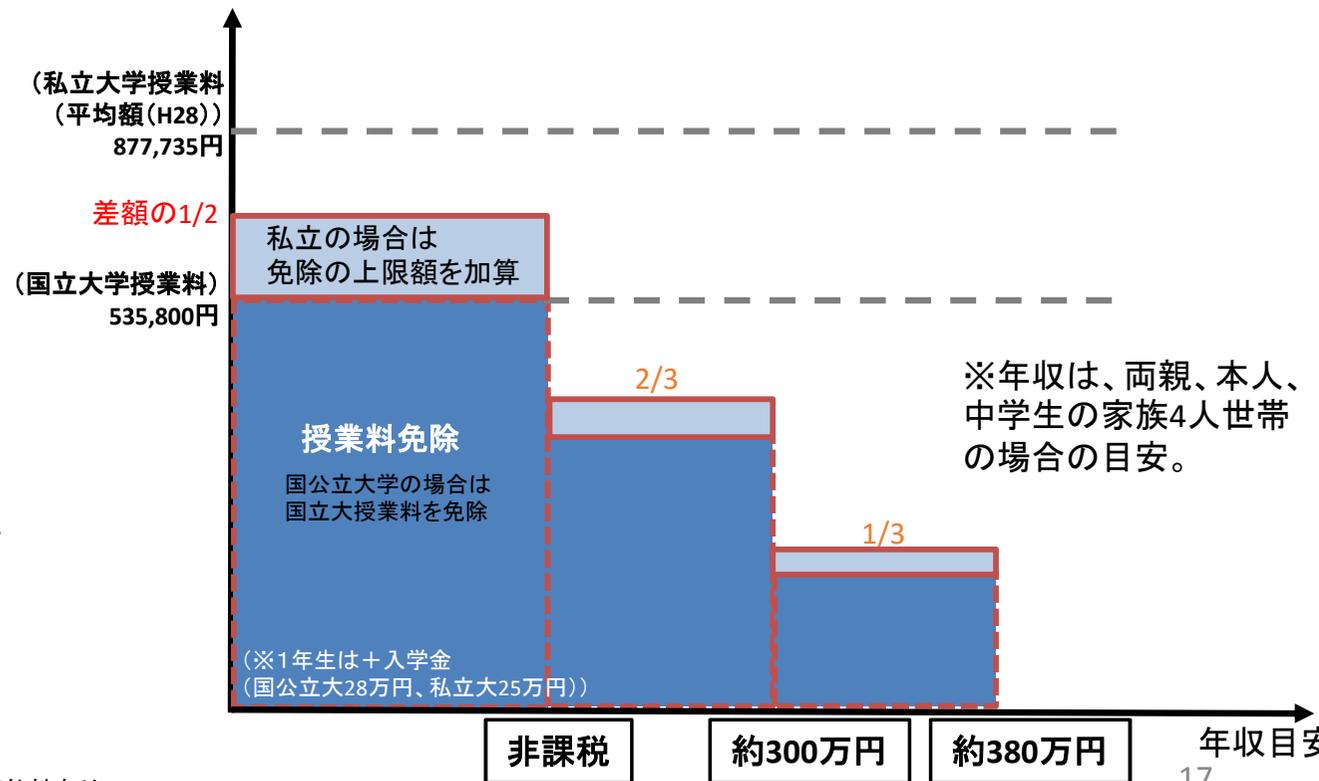
■入学金免除額の考え方

- ・国立: 入学金(省令に規定されている各学校種の入学料標準額まで)を免除
- ・公立: 国立の入学金(上記)を上限として対応
- ・私立: 私立の入学金の平均額を上限として対応

授業料免除(上限)額の考え方 (各学校種)



(大学の場合)



※国立の授業料は省令による。その他は文部科学省調べによる平均額。  
特に私立の授業料平均額については、今後の調査により時点更新の可能性あり。

# 3. 給付型奨学金

■対象となる学校種：「2. 授業料減免」と同じ

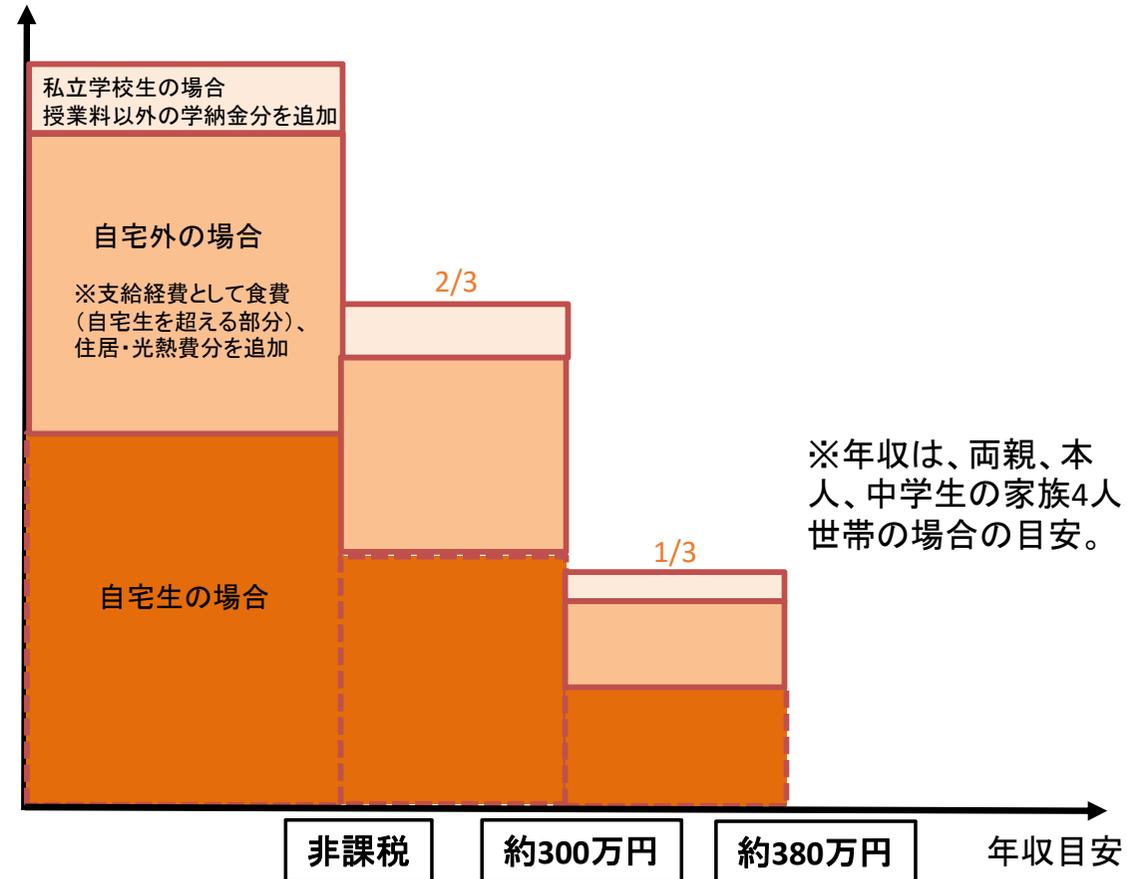
■対象となる学生：「2. 授業料減免」と同じ

(支援対象の学生は、給付型奨学金に加えて、授業料及び入学金の減免対象となる)

■給付額の考え方

- ・学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じる。
- ・他の学生との公平性の観点から踏まえ、社会通念上妥当なものとする。
- ・高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態に他の学校種と乖離がある(大学生の5~7割程度)ため、その実態に応じた額を措置する。

経費区分	自宅	自宅外
授業料以外の学校納付金	○ (私立学校生に限る)	
修学費 (教科書、参考図書等のために支出した経費)	○	○
課外活動費	○	○
通学費	○	○
食費	×	△ (自宅分を 超える額)
住居・光熱費	-	○
保健衛生費	○	○
娯楽・嗜好費	×	×
その他の日常費	○	○
受験料	○	○



※具体的な支給額など、詳細な制度設計を進めているところ。

## 4. 支援対象者の要件

- 高校の成績のみならず、進学の意欲や目的等を確認・評価することが必要。高校等がレポートの提出や面談等により本人の状況を確認。
  - 大学等への進学後は、その学習状況等について一定の要件を課し、それに満たない場合には支給しない。  
具体的には、
    - ★ 毎年度の確認※において、次のいずれかに該当し、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合
      - i 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合
      - ii GPA(平均成績)等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位4分の1に属する場合  
(ただし、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討)
      - iii 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場合
- ※ 2年制以下の高等教育機関の場合、学期ごとなど年度の途中においても「警告」。



## 5. 支援措置の対象となる大学等の要件

- 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子どもたちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。
- ・ 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数(4年制大学の場合、124単位)の1割以上、配置されていること。
  - ※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
  - ※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
- ・ 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
- ・ 授業計画(シラバス)の作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していること。
- ・ 法令に則り、財務諸表等の情報や、教育活動に係る情報を開示していること。
  - ※ また、例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討。

### 【参考】

「新しい経済政策パッケージ」(内閣府HP) <http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/package.html>

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)(内閣府HP) <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/decision0615.html>

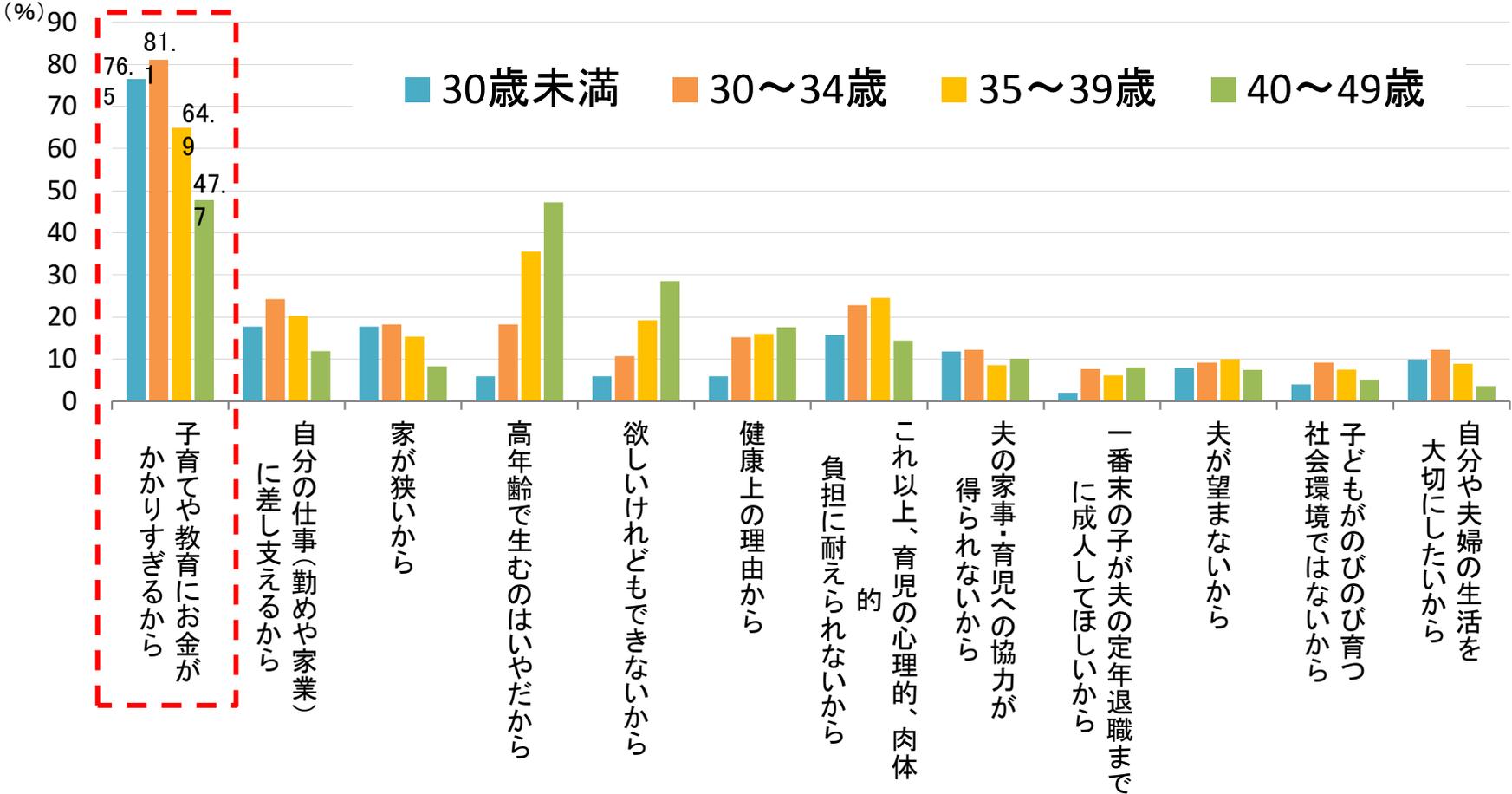
「高等教育の負担軽減の具体的方策について(報告)」(文部科学省HP) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/086/gaiyou/1406203.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/086/gaiyou/1406203.htm)

# 參考資料

# 子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

○ 理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30歳未満では76.5%、30～34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

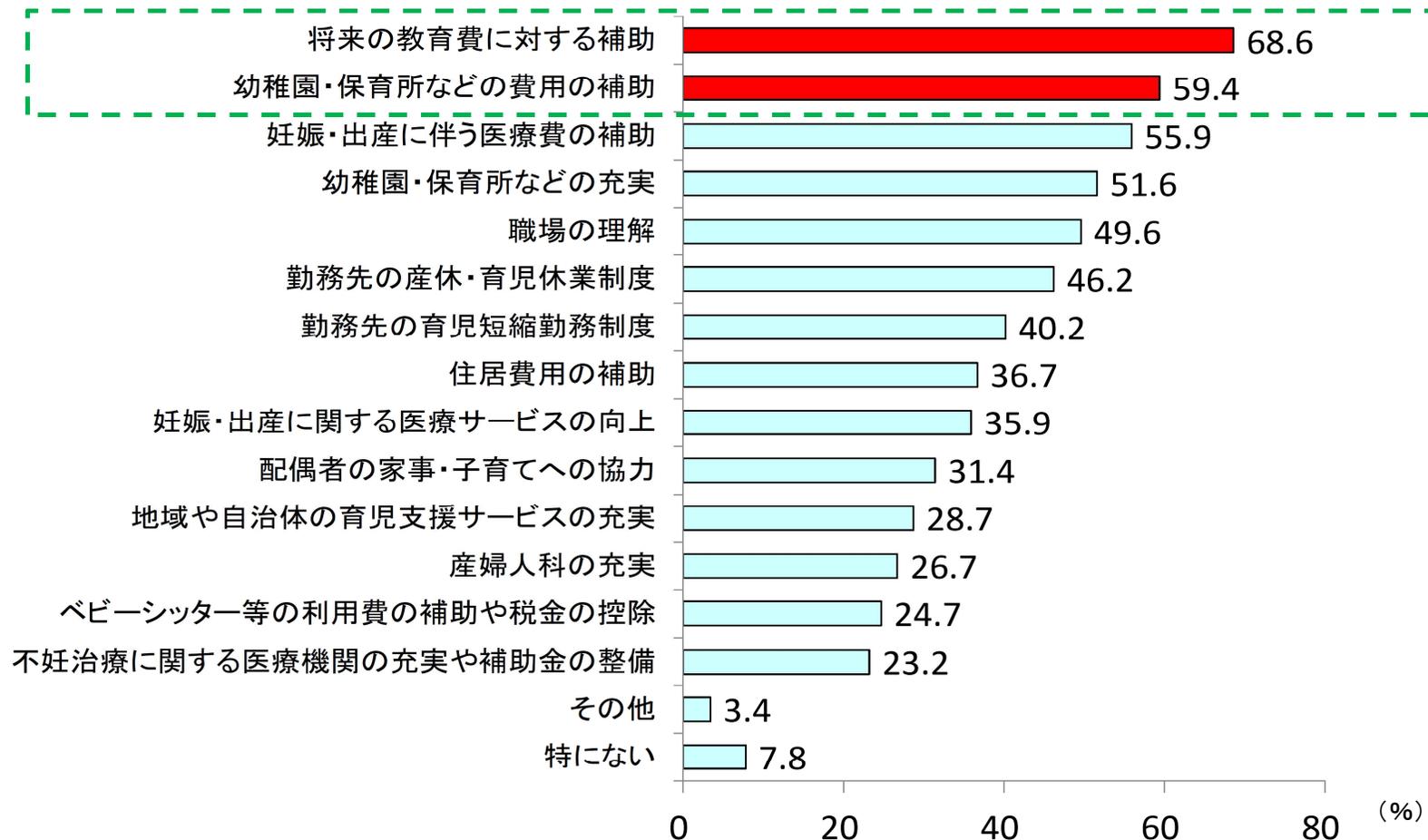
妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）



(注)妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦(約3割)を対象に行った質問(妻が回答者)。  
出典: 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)

## 教育費等への補助を求める意見が多い

○「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子供が欲しいと思うと思いますか」との質問に対し（複数回答）、「将来の教育費に対する補助」が68.6%、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が59.4%となっている。



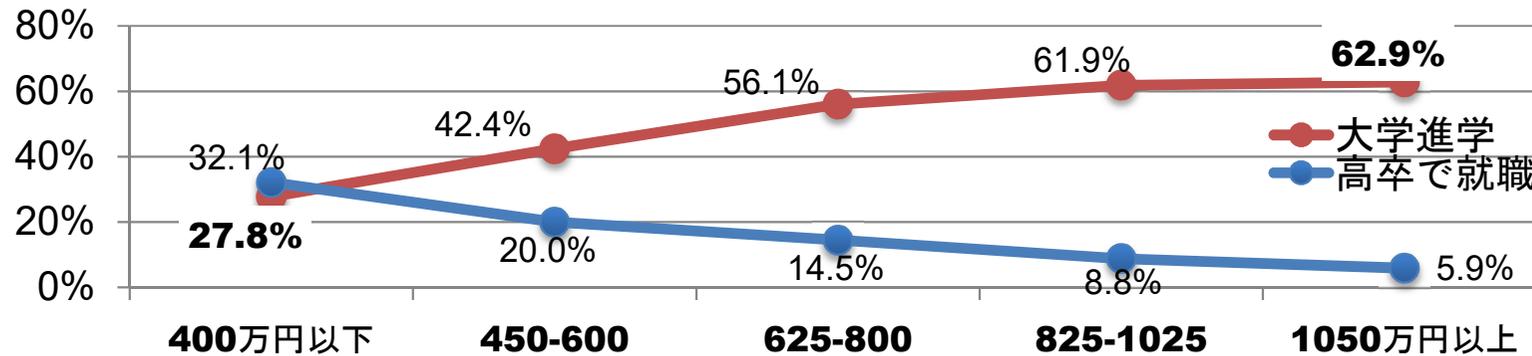
出典：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」より作成。  
※20代、30代の男女を対象とした調査。

# 所得別の進学率、学歴別の生涯賃金

○ 所得の低い世帯ほど、大学進学率が低い。また、学歴により生涯賃金に大きな差が生じている。

## <低所得世帯の大学への進学状況>

○ 所得の低い世帯ほど、大学進学率が低い。

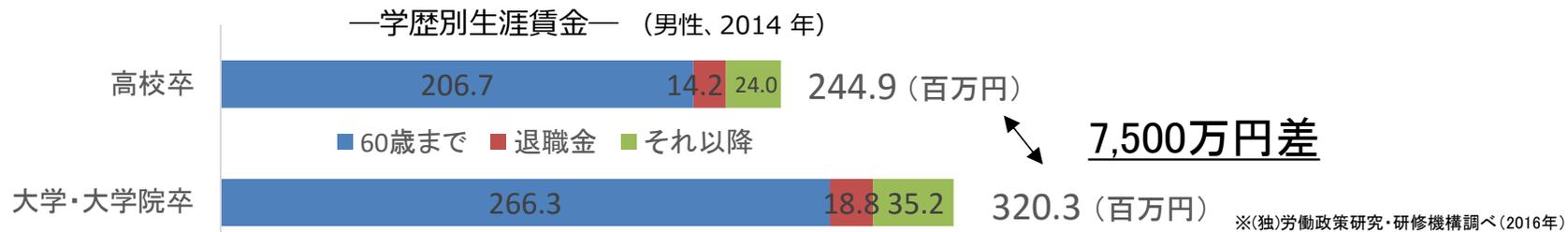


出典：文部科学省科学研究費基盤(B)「教育費負担と学生に対する経済的支援の在り方に関する実証研究」(小林雅之研究代表)「2012年高卒者保護者調査」

- (独)日本学生支援機構の調査(平成27年)では、
  - ・住民税非課税世帯(世帯年収250万円未満程度)の大学進学率は20%と推計。(全世帯平均52%)
  - ・ // 高等教育進学率(大学、短大、高専、専門学校)は40%と推計。(全世帯平均80%)

※進学率の全世帯平均は、学校基本調査(平成28年)を基に文部科学省で算出。

## <学歴別の生涯賃金差>



## 大学等の授業料減免について

	予算	人数(割合)・一人当たり減免額	認定基準
国立大学	350億円 (H30予算) ※運営費交付金の内数	6.5万人(学部等12.0%、博士13.0%(注1)) 授業料の全額、半額又は一部を免除  ※授業料標準額は53万5800円 ※6.5万人は全額免除換算 (注1:分母は収容定員数)	各大学において基準を設定  【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準 ・その他
公立大学 (短期大学含む)	約35億円 (H28実績) ※地方財政措置を講じている	約1.0万人(6.8%(注2))/ 平均33.3万円 (注2:分母は「学校基本調査」の学生数)	
私立大学 (短期大学、高等専門学校含む)	130億円 (H30予算)【1/2補助】 ※私立大学等経常費補助金の内数 ※上記の他、復興特別会計12億円の内数	7.1万人(3.2%)/ 平均34万円(補助額17万円)  ※人数は平成30年度予算案積算 ※補助額はH28実績	
国立高等専門学校	約5億円(H30予算) ※運営費交付金の内数	0.2万人(約10%) 授業料の全額又は半額を免除  ※授業料標準額は23万4600円	設置者である(独)国立高等 専門学校機構において、基準 を設定 【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準
公立高等専門学校	約0.5億円(H30予算) ※地方財政措置を講じている	0.03万人 授業料の全額又は半額を免除  ※授業料標準額は23万4600円	各高専において、基準を設定 【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準
専門学校	—	—	—

# (独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

## <平成30年度予算>

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- ①給付型奨学金制度の着実な実施
  - ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
  - ③所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステム開発等
- など、大学等奨学金事業の充実を図る。

(参考)無利子奨学金及び有利子奨学金の平成30年度事業の概況

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		53万5千人 〔新規貸与者分4万4千人増 〔他被災学生等分3千人〕〕	75万7千人 (5万8千人減)
事業費		3,584億円(82億円増) 〔他被災学生等分17億円〕	6,771億円 (467億円減)
うち 一般会計 復興特会等		政府貸付金 一般会計:958億円 復興特会: 1億円 財政融資資金 32億円	財政融資資金 7,043億円
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2万円～12万円の1万単位
貸与 基準	学力	・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時) 等 ＜住民税非課税世帯の学生等＞ ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に 優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	30年度 採用者	家計	家計基準は家族構成等による(子供1人～3人世帯の場合)
		一定年収(700～1,290万円) 以下	一定年収(870～1,670万円) 以下
返還期間		卒業後20年以内 ＜所得連動返還を選択した場合＞ ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率		無利子	上限3%(在学中は無利子) ----- (平成30年3月貸与終了者) ----- 利率見直し 利率固定 0.01% 0.27%

### ①給付型奨学金制度の着実な実施 基金：105億円（35億円増）

平成29年度に創設・先行実施した制度を着実かつ安定的に実施。

#### 【制度概要】

- ◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦
- ※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者  
②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者  
③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者
- ◇給付額：(国公立・自宅)月額2万円、(国公立・自宅外/私立・自宅)月額3万円  
(私立・自宅外)月額4万円  
※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額  
※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金
- ◇給付人員：22,800人〔うち新規20,000人〕(平成29年度：2,800人)

### ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施 無利子奨学金事業費：3,584億円（82億円増） 〔ほか被災学生等分17億円〕

制度を着実に実施し、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実施。

◇無利子奨学金貸与人員：53万5千人  
〔ほか被災学生等分3千人〕

### ③所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステム開発等

システム開発・改修費：8億円（2億円増）

所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

# 実務経験のある教員の担当する授業科目（典型例）

- メーカーの知財部門で勤務経験のある教員が、その経験を活かして、特許制度の基本的な知識と手法、特許を用いた研究成果の保護・活用の考え方について講義する  
【A国立大学農学部・特許法（2単位）】
- 薬剤師業務に携わった経験を持つ教員が、処方箋授受から服薬指導までの流れに関する基本的知識を講義する  
【B国立大学薬学部・臨床薬剤学（2単位）】
- 現役弁護士が、専門分野において実際に担当した事件等について講義する  
【C国立大学法学部・特殊講義（法曹実務）（2単位）】
- 元警察官の教員が、警察関係法令や警察活動の概要等を解説する  
【D私立大学法学部・警察と法（2単位）】
- 文化財調査員としての経験を持つ教員が、遺跡の発掘調査の実習を指導する  
【E国立大学文学部・考古学実習（2単位）】
- 博物館で工芸担当の学芸員として勤務した経験を有する教員が、日本の工芸や服飾の歴史について解説する  
【F私立大学文学部・芸術史（比較・交流）（2単位）】

# 実務経験のある教員の担当する授業科目（典型例・つづき）

- ファイナンシャル・プランナーの経験を有する教員が、ファイナンシャル・プランニング技能検定の実務科目について指導する  
【G私立大学経営学部・FPタックスプランニング（2単位）】
- 日本証券業協会での勤務経験を有する教員が、現役の銀行員など金融業界で活躍する者をゲストスピーカーとして招きつつ、金融システム・金融機関の現状や課題について解説する  
【H私立大学経済学部・経済学特殊講義（2単位）】
- 日本銀行での勤務経験を有する教員が、実体と金融の両面から、日本経済の現状等について解説する  
【I国立大学経済学部・現代日本経済（4単位）】
- 報道現場経験者が、現代の科学報道の社会における役割や責任について講義し、科学的成果を社会に伝えるためのコミュニケーションスキルを学ぶ授業を担当する  
【J国立大学農学部・科学ジャーナリズム論（2単位）】
- 臨床心理士の教員の指導の下、心理検査や心理面接（カウンセリング）に関する実習を行う  
【K私立大学文学部・臨床心理学（2単位）】

# 実務経験のある教員の担当する授業科目(典型例・つづき)

- カウンセラー経験のある者が、非常勤講師として「健康の科学」「心の健康」等の専門科目を担当する  
【L私立短期大学生活科学科(各2単位)】
- 牧師・クリスチャンワーカーの教員が、対人援助の方法の指導を行う  
【M私立大学神学部・対人援助技術演習(2単位)】
- 少年鑑別所等での勤務経験を有する教員が、非行・犯罪行動に関する心理学や社会学等の理論、非行・犯罪からの離脱を支援する教育方法について解説する  
【N国立大学人間科学部・教育心理学 I (2単位)】
- 学校現場における教員経験がある者が、その経験を活かして、今日的な課題(いじめ問題、不登校等)への対応を指導する。  
【O国立大学人間学群教育学類・教職論(2単位)】
- アパレル業界での勤務実績のある教員が、服飾の市場分析、企画、販売について指導する。  
【P私立専門学校服飾造形科・服飾造形・実習 II (315時間)】
- 元救急救命士の教員がその経験を生かし、救急現場における規律・安全管理及び適切な心配蘇生法について指導する。  
【Q私立専門学校救急救命科・シミュレーション実習 II (180時間)】

# 教員は実務経験者ではないものの 実務経験者が指導に関わる授業科目の例

- 経営者・マスコミ関係者等の幅広い実務家が、現代社会の課題について講義し、社会的視野を広げ自発的に考える力を養うキャリア教育科目を担当する  
【A国立大学工学院・立志プロジェクト(2単位)】
- 海外の科学技術政策機関においてインターンシップに参加し、グループ調査等を行うことを通じて、科学と社会の関係を理解し、科学技術コミュニケーションの重要性を体験する  
【B国立大学理学院・グローバル人材のための科学技術デザイン(2単位)】
- 行政政策の立案に携わっている者が、オムニバス形式により、その経験を活かして、具体的な政策課題や立案の視点を講義する  
【C国立大学教育学部・教育社会計画コース特講 I (2単位)】
- 行政や商業・農業施設等におけるフィールドスタディを通じて、課題解決に向けた実践的な地域づくりの在り方を学ぶ  
【D私立大学商学部・商学特殊講義 I (2単位)】
- 地元の企業経営者が、オムニバス形式により、経営理論や経営手法、地域社会への貢献の在り方について講義する  
【E私立大学経営学部・岡山経営者論 I (2単位)】

## 教員は実務経験者ではないものの 実務経験者が指導に関わる授業科目の例(つづき)

- 最前線で活躍する料理人を特別講師として招聘し、デモンストレーションを交えた授業を行うことにより、業界の最新のトレンドを踏まえた実践的な技術を習得する。  
【F私立専門学校調理師科1年コース・調理師範Ⅱ(60時間)】
- インテリアメーカーと連携し、実際に店舗で展示する作品制作の課題に対して、学生自らがデザイン、プレゼンテーション及び制作を行い、実践的な技術を学習する。  
【G私立専門学校インテリアデザイン科・インテリアデザイン実習(60時間)】
- 作業療法士に必要な能力を身に付けるため、病院・施設等の臨床現場において、実習指導者の指導の下、担当症例の検査・測定等の評価及び問題点の抽出を行い、治療プログラムの立案を行う。  
【H私立専門学校作業療法科・臨床実習Ⅱ(200時間)】

(出典)文部科学省において一部の大学・高専・専門学校を抽出し聞き取り・現地訪問により実態把握(H30年4～5月)

# 実務経験のある教員による授業科目の配置について

## 新しい経済政策パッケージ(抄)

(支援措置の対象となる大学等の要件)

### ①実務経験のある教員による科目の配置が一定割合を超えていること (※)

※例えば、①実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む）が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上（理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性について検証が必要）の単位数に係る授業科目を担当するものとして配置されていることといった指標が考えられる。

## 「1割以上」の考え方

4年制大学を例にとれば、4年間で修得が必要となる単位数は124単位以上、1学年平均で31単位以上となるところ、1年間で3～4単位に相当する授業科目（1～2科目）について、実務経験のある教員が担当している科目を受講できるよう配置することが求められる。

(参考) 大学等において、卒業に必要な標準単位数は、それぞれ次のとおり。

大学（4年制）：124単位（大学設置基準第32条）、短期大学（2年制）：62単位（短期大学設置基準第18条）、高等専門学校66単位（4・5年生に限る。高等専門学校設置基準第18条）、専門学校（昼間課程）：800単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数（専修学校設置基準第16条）

# 外部理事の登用状況

(学校法人は平成29年5月現在、国立大学法人は平成29年9～10月現在)

## 国立大学法人

## 学校法人(私立大学)

## 学校法人(私立専門学校)

理事数 (現理事数)	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法 人数	2割超の外 部理事を登 用する法人 数
2人	2	0	2
3人	16	2	16
4人	26	11	26
5人	15	7	7
6人	13	10	10
7人	7	5	5
8人	3	1	1
<b>計</b>	<b>82</b>	<b>36</b>	<b>67</b>

理事数 (現理事数)	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法 人数	2割超の外 部理事を登 用する法人 数
5人	4	3	3
6人	3	3	3
7人	5	4	4
8人	10	7	7
9人	12	12	12
10人	12	11	8
11~20人	57	56	53
21~30人	6	6	5
31~40人	4	4	4
<b>計</b>	<b>113</b>	<b>106</b>	<b>99</b>

注)回答数 113/195大学

理事数 (現理事数)	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法 人数	2割超の外 部理事を登 用する法人 数
4人	2	2	2
5人	73	59	59
6人	178	147	147
7人	140	121	121
8人	42	39	39
9人	27	26	26
10人	16	14	10
11~20人	32	29	26
21~30人	3	3	2
31~40人	1	1	1
<b>計</b>	<b>514</b>	<b>441</b>	<b>433</b>

注)回答数 514法人/627法人

注1) 学部を有する全国立大学(82大学)

注2) 現理事数が3以下で外部理事1人の大学 16

(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値 ※複数回答可  
国立大学法人一覧(平成29年9月、文部科学省)を元に作成

※国立大学以外は、同じ学校種での教職員から理事に就任した者は、外部人材として計上されていない。

# 国立大学法人の学外者の参画に係る現行制度

## ○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（役員職務及び権限）

### 第十一条（略）

2 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。

- 一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項
- 二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 その他役員会が定める重要事項

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

### 別表第一（第2条、第4条、第10条、附則第3条、附則第15条関係）（抄）

国立大学法人の名称	理事の員数	国立大学法人の名称	理事の員数
小樽商科、帯広畜産、北見工業、筑波技術、奈良教育、鹿屋体育、政策研究大学院、総合研究大学院（8法人）	2	弘前、秋田、山形、群馬、東京医科歯科、岐阜、三重、鳥取、山口、徳島、愛媛、琉球（12法人）	5
室蘭工業、宮城教育、東京外国語、長岡技術科学、上越教育、名古屋工業、豊橋技術科学、京都教育、兵庫教育、鳴門教育、福岡教育（11法人）	3	千葉、新潟、富山、金沢、福井、山梨、信州、島根、香川、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島（16法人）	6
北海道教育、旭川医科、岩手、福島、茨城、宇都宮、埼玉、東京学芸、東京農工、東京芸術、東京工業、東京海洋、お茶の水女子、電気通信、一橋、横浜国立、静岡、浜松医科、愛知教育、滋賀、滋賀医科、京都工芸繊維、大阪教育、奈良女子、和歌山、九州工業、北陸先端科学技術大学院、奈良先端科学技術大学院（28法人）	4	北海道、東北、東京、名古屋、京都、岡山、広島（7法人）	7
		筑波、大阪、神戸、九州（4法人）	8

備考三 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。

# 学校法人(私立学校)の学外者の参画に係る現行制度

## ○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（役員）

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

（役員職務）

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 （略）

（役員選任）

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。)

三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)でない者が含まれるようにしなければならない。

6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

## 厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度①

### ○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

## 厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度②

### ○ 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)(抄)

(成績評価基準等の明示等)

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

### ○ 高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)(抄)

(成績評価基準等の明示等)

第十七条の三 高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 高等専門学校は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

# 財務・経営情報の開示に関する現行制度

## ○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）※国立大学法人法第35条において準用

（財務諸表等）

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるもの)をとる公告の方法をいう。次項において同じ。)

## ○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。